

## 三商レポート

### 第二十七話 「介護と相続」

(株) 三商 内藤 雄

介護疲れと生活苦から、認知症の母（86歳）本人の承諾を得て殺害したとして、承諾殺人などの罪に問われた長男に対し、京都地裁で判決がありました。裁判官は「結果は重大だが、行政から支援を受けられず、愛する母をあやめた被告の苦しみや絶望感は言葉では言い尽くせない」と述べ、被告に執行猶予付きの判決を言い渡しました。判決の中で、母親の認知症が悪化し、介護のため昼夜が逆転する生活が続き退職、生活保護申請のため福祉事務所を3回訪れたが受給は認められず心身ともに疲労困憊となったと指摘。「他人に迷惑をかけてはいけないとの信念と姿勢を、かたくなであると非難するのは正しい見方とは思われない」と述べました（平成18年7月21日。読売新聞・朝日新聞）。人間味のある温情判決です。絶望感や孤独感は死につながります。行政が、あるいは誰かが温かなことばをかけ続け、支援をしてあげていたら…と思います。

事件にならないまでも、同じ介護の問題が身近なところにあります。介護は誰かの犠牲でギリギリのところで行われています。長男の嫁であったり、長女であったり、その他の人であったり。介護する人は、心身ともに疲れきり、絶望感や孤独感に近い気持ちになります。時として「うつ」の状態になります。

「こんな仕打ちがありますか。私はほとんど一人で義母の面倒を見てきました。嫁として当然といわれればそれまでですが、介護がどんなに辛く厳しく大変であるかは、経験した者にしかわかりません。たまに見舞いに来て、調子のいいことを言って帰る人を憎みました。何もしない人が相続権を主張するなんて許せません。」介護で苦勞し、相続で追い討ちをうけた人の悲痛な叫び声です。

義務については旧民法の長男家督相続の考えを、権利については新民法の平等相続を使い分けるのは卑怯というものです。介護は口をはさむことではなく、実行することです。実行できない人は、言い訳をしたり、文句を言ったりしないで、介護してくれる人に感謝し援助の手をさしのべることです。そして、介護される人は、介護してくれる人に報いてください。特に、相続権のないお嫁さんに対しては、遺言を書き、「付言事項」の中で感謝の言葉を述べたうえ何がしかの財産を贈り、形見分けを残してあげてください。お嫁さんの苦勞は報われます。（参考：本郷 尚氏 『「継ぐ」より「分ける」相続』より）

報われない介護を続けたお嫁さんの最後の意地は、「死んでまで嫁をやるのはイヤ。夫の家のお墓には入りたくありません。」となって現われます。こう考える人が、いま静かに増えています。そして、生前に自分が入るお墓を確保して

おくり人が増えています。承継者を必要としない「永代供養墓」が登場し、その受け皿になっています。

高齢社会を迎え、介護は避けられません。誰かがやらなければなりません。どうせなら、感謝し、感謝されながら、ハッピー相続を迎えられたらいいと思います。「あの世」で再び楽しく再会できるように。 (2006. 9. 5)

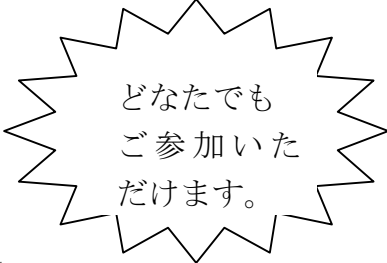
## お 知 ら せ

NPO法人 相続アドバイザー協議会主催

特別研修講座

### 『お墓と相続』

～古くて新しいお墓の問題点を探る～



どなたでも  
ご参加いた  
できます。

第1部 「お墓問題概論」～3つの視点からの問題提起～

株式会社 三商 代表取締役 内藤 雄

第2部 「体験報告」

①「守る悩み・断つ悩み」

株式会社 キャピタル・アート久我山営業所所長 井上昭子氏

②「女がお墓を守っている」

吉田行政書士事務所 吉田和代氏

第3部 「お墓問題に取り組む住職のホンネ」

阿弥陀院住職・税理士 河村照円氏

平成18年9月11日(月) 17時30分～19時30分

会場：(株)週刊住宅新聞社 (高田馬場駅 徒歩1分)

参加費：3,000円

【お問合せ・参加申込み】

相続アドバイザー協議会事務局 井上秀美

電話：03-5287-6808